税理士事務所様向け

IVEC NEWS

中小企業支援のための小耳情報

Vol.1（創刊号）
2026.10.1

創刊のご挨拶　この度「IVEC News」を創刊する運びとなりました。
株式会社ＩＶＥＣ（アイベック）は、札幌市を拠点とする民間の経営コンサルティング会社です。
令和３年に認定経営革新等支援機関の認定を受けております。
月１回程度を目安に、中小企業経営に役立つ金融・制度・補助金等の情報をお届けしてまいります。
顧問先の皆様とのお話のきっかけなどに、お役立ていただければ幸いでございます。

今回のテーマ（経営力向上計画）

経営力向上計画 ― 設備投資は「認定が先」

中小企業等経営強化法に基づき、人材育成・財務管理・設備投資などで経営力を高める取組を計画にまとめ、事業所管大臣の認定を受ける制度です。経営力向上計画の認定を受けると、設備投資の即時償却・税額控除（中小企業経営強化税制）や、融資・保証面の支援を活用できます。**税制の適用には、原則として設備取得前の認定が必要です**（取得後に申請する場合は、取得日から 60 日以内の受理と、その事業年度内の認定が必要）。投資の話が出た段階で、早めに検討しておくことが大切です。

制度・施策の概要

業種ごとの「事業分野別指針」に沿って計画書を作成・申請し、認定を受けます。

対象となりそうな顧問先
- 機械・設備やソフトウェアへの投資予定がある
- 事業の譲受け（Ｍ＆Ａ）を検討している
- 設備資金の借入れを予定している

今回のポイント
- 認定は原則「**設備取得の前**」
- 即時償却か税額控除を選択できる
- 金融支援・事業承継等の不動産取得税軽減も

要件・期限等

税制措置	即時償却 または 取得価額の 10％の税額控除（資本金 3,000 万円超の法人は 7％）
対象設備	機械装置 160 万円以上、工具・器具備品 40 万円以上※、建物附属設備 60 万円以上、ソフトウェア 70 万円以上（この他類型ごとの要件あり） ※工具・器具備品は、令和 8 年度税制改正で「30 万円以上」から引上げ（2026 年 4 月 1 日以後の取得分）
適用期限	2027 年 3 月 31 日までに取得・事業供用した設備（A・B・D・E 類型）
手 続 き	設備取得後に計画申請する場合は、取得日から 60 日以内に申請書が行政庁に到達することが必要（D・E 類型は不可） この場合も、設備を事業の用に供した事業年度内の認定が必要

顧問先へのご案内を検討する際の着眼点

「来期に機械を入れ替えたい」「近くの同業者から事業を引き継ぐ話がある」といった会話が出たときが検討のタイミングです。
A 類型は工業会等の証明書、B・D・E 類型は経済産業局の確認書を計画申請の前に取得する必要があり、計画認定の標準処理期間（約 30 日。複数省庁の場合は約 45 日）と合わせて 2〜3 か月の余裕があると安心です。
※本 News は、2026 年 9 月時点の中小企業庁・国税庁等の公表資料をもとに作成しています。

【次回予告】雪害に備える「事業継続力強化計画（ジギョケイ）」を取り上げる予定です。

お問い合わせ・ご用命は（お役に立てる場面がございましたらお声がけください）
認定経営革新等支援機関　ID：107101000812
IVEC 株式会社ＩＶＥＣ　代表取締役　本田卓也
〒003-0029　札幌市白石区平和通４丁目北 3-3
TEL 011-374-8150　／　FAX 011-374-6057　／　URL https://www.ivec.co.jp/

ホームページ　note

不要の場合、お手数をおかけしますが右に FAX 番号をご記入の上（03-6683-3318）へご返信ください（FAX：　　）